

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【公開番号】特開2005-217658(P2005-217658A)

【公開日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【年通号数】公開・登録公報2005-031

【出願番号】特願2004-20405(P2004-20405)

【国際特許分類】

H 04 N	5/228	(2006.01)
H 04 N	5/225	(2006.01)
H 04 N	5/232	(2006.01)
H 04 N	5/91	(2006.01)
H 04 N	101/00	(2006.01)

【F I】

H 04 N	5/228	Z
H 04 N	5/225	A
H 04 N	5/232	A
H 04 N	5/91	J
H 04 N	101:00	

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月26日(2007.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の範囲を移動することにより光学ズームが可能なズームレンズを通して得られる被写体の像を画像信号に変換する撮像手段と、

前記画像信号を電子ズームするための電子ズーム手段と、

撮像モードを指示するモード指示手段と、

前記モード指示手段により所定撮像モードが指示された場合に前記ズームレンズの位置が前記第1の範囲内かつ第2の範囲外である場合には、前記ズームレンズを前記第2の範囲内に移動させるとともに前記電子ズーム手段に電子ズームを行わせる制御手段とを有することを特徴とする画像処理装置。

【請求項2】

前記撮像手段により変換された画像信号を記録する記録手段を有し、

さらに、前記記録手段は、前記所定撮像モードが設定されている場合には前記所定撮像モードが設定されていない場合よりも前記変換された電気画像信号のうちの狭い画像領域を記録することを特徴とする請求項1に記載の画像処理装置。

【請求項3】

画像を表示する表示手段を有し、

さらに、前記表示手段は、前記所定撮像モードが設定されている場合には前記所定撮像モードが設定されていない場合よりも前記変換された画像信号のうちの狭い画像領域を表示することを特徴とする請求項1に記載の画像処理装置。

【請求項4】

画像信号を記録する記録手段を有し、

さらに、前記記録手段は、前記所定撮像モードが設定されている場合には、前記所定撮像モードが設定されていない場合よりも周辺部を除き中心部の狭い画像領域の画像信号又はそれを基にした画像信号を記録することを特徴とする請求項1に記載の画像処理装置。

【請求項5】

第1の範囲を移動することにより光学ズームが可能なズームレンズを通して得られる被写体の像を画像信号に変換する撮像ステップと、

撮像モードを指示するモード指示ステップと、

前記モード指示ステップにおいて所定撮像モードが指示された場合に前記ズームレンズの位置が前記第1の範囲内かつ第2の範囲外である場合には、前記ズームレンズを前記第2の範囲内に移動させるとともに前記画像信号を電子ズームする制御ステップと
を有することを特徴とする画像処理方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の画像処理装置は、第1の範囲を移動することにより光学ズームが可能なズームレンズを通して得られる被写体の像を画像信号に変換する撮像手段と、前記画像信号を電子ズームするための電子ズーム手段と、撮像モードを指示するモード指示手段と、前記モード指示手段により所定撮像モードが指示された場合に前記ズームレンズの位置が前記第1の範囲内かつ第2の範囲外である場合には、前記ズームレンズを前記第2の範囲内に移動させるとともに前記電子ズーム手段に電子ズームを行わせる制御手段とを有することを特徴とする。

また、本発明の画像処理方法は、第1の範囲を移動することにより光学ズームが可能なズームレンズを通して得られる被写体の像を画像信号に変換する撮像ステップと、撮像モードを指示するモード指示ステップと、前記モード指示ステップにおいて所定撮像モードが指示された場合に前記ズームレンズの位置が前記第1の範囲内かつ第2の範囲外である場合には、前記ズームレンズを前記第2の範囲内に移動させるとともに前記画像信号を電子ズームする制御ステップとを有することを特徴とする。